

避難行動要支援者について



避難行動要支援者支援制度とは

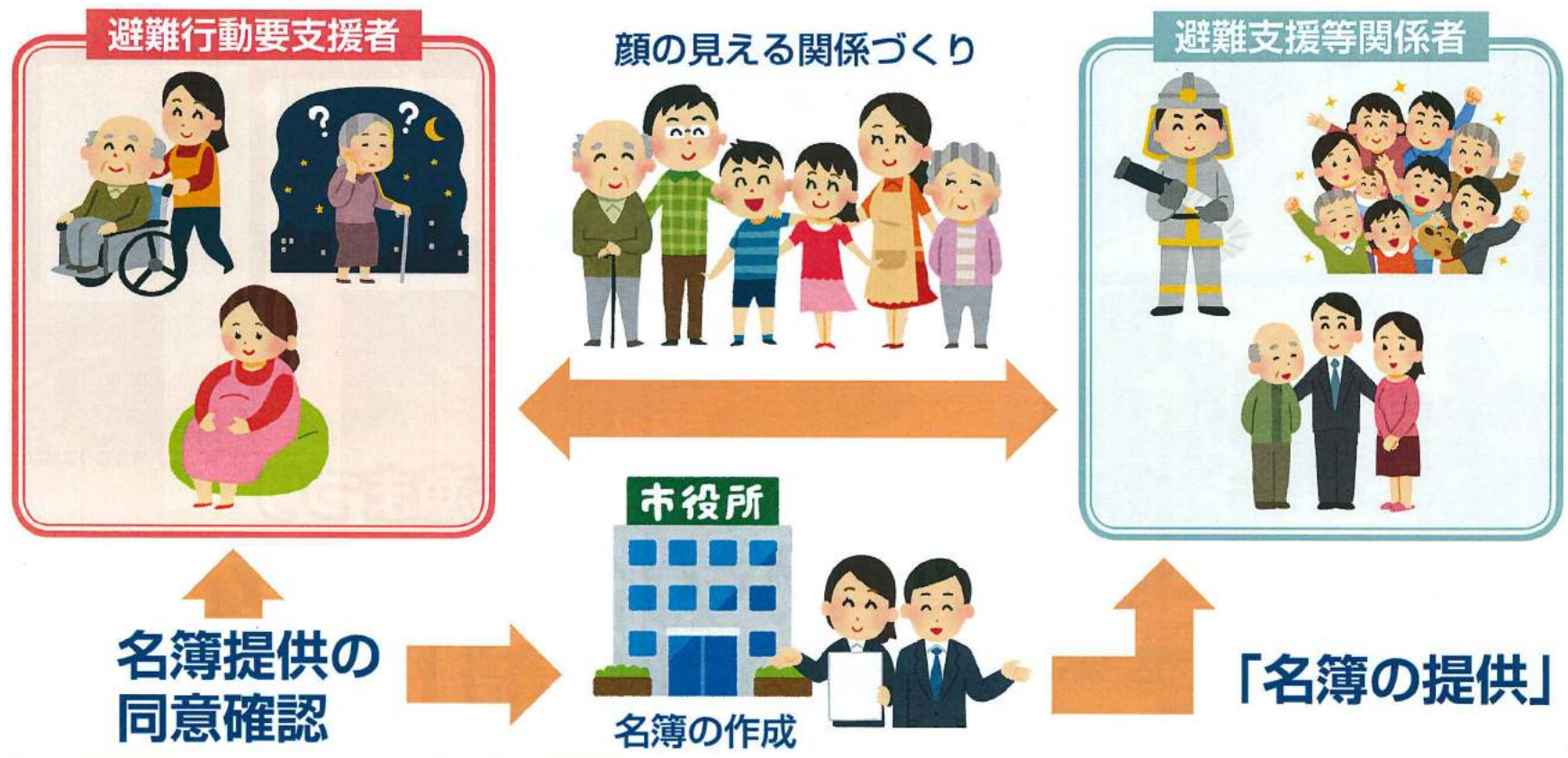


避難行動要支援者対策について、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に基づき、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に、特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成、名簿情報の避難支援等関係者への提供の規定が義務付けられました。

それにより、要支援者に対し、円滑かつ迅速な避難を支援する仕組みを作り、「安心して暮らすことのできる地域づくり」の推進を図ることを目的に、平成27年4月1日に石巻市避難行動要支援者支援要綱が施行されました。

～自ら避難することが困難な方への支援イメージ～

地域における支援体制づくりは、避難支援等関係者の皆さんに、地域の実情に合った支援体制の整備に向け、取り組みをしていただくようお願いいたします。



避難行動要支援者支援計画

災害発生時、避難行動要支援者の安否確認および避難支援を円滑かつ迅速に行うために、平常時から要支援者の住所や生活状況等の情報を把握しておくことが必要です。

【要支援の定義】
災害発生時において自力や家族の支援だけでは避難することが困難と思われる方で、地域による支援を必要とし登録を希望する方



- 高齢者 (一人暮らし、高齢者のみの世帯)
- 障害者手帳所持者
- 要介護認定者など

支援体制整備の考え方

- 災害時には、自分の身は自分で守る「自助」を原則としており、次のステップとして、地域で助け合う「共助」へとつながることが理想です。
この「共助」の際に、より迅速に支援できる体制を図ることが重要であり、その検討資料として本情報の活用を図るものです。
- 支援体制を整備する際は、「支援に携わる者の安全を第一」、「可能な範囲で支援する」ことを大前提として考えています。
従って、要支援者の方には「登録しているので待っていれば安心だ」とお考えの方もいるため「支援を確約するものではない」ことを理解していただくことも必要です。
- 地域における支援体制づくりは、早々に構築することは難しいことと認識しています。
避難支援等関係者の皆さんには、地域の実情に合った支援体制の整備に向け、地域ぐるみでの取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

名簿の登録方法および名簿の更新等について

【登録を希望する方】



現在、避難行動要支援者名簿へ登録をしていない方で、災害時に支援を受けたい(名簿に登録してほしい)場合は、各地域の民生委員にお声掛けください！

【登録している方】



現在、避難行動要支援者名簿へ登録をしている方は、年1回の名簿の更新を行います。更新を行う方法は、次のとおりです。

・各地域の民生委員がご自宅を訪問し、身体状況に変化がないかなど、お話を伺いますので、ご協力をお願いします。また、地域の助け合いが大切ですので、要支援者に異動がありましたら、お近くの民生委員にお知らせください。

～自助・共助・公助の連携による支援体制づくり～

自助



災害時に、市民一人一人が自分の身を守ることができるよう、平時から準備や心構えをしておく。

【市民一人一人の取り組み】



共助



近所の交流や避難訓練などを通じて、地域の防災体制を構築し、地域で支え合う。

【地域の取り組み】

公助



避難行動要支援者の情報を共有し、災害を想定した準備を行う。

【行政機関の取り組み】



○民生委員・児童委員とは

地域を見守り、住民の皆さんの身近な相談相手として、さまざまな相談に応じ、助言、サービスの情報提供、支援の実施などを行います。

また、町内会や地域との連携を図り、地域の福祉問題の課題について検討し、専門機関へのつなぎ役として必要な支援を行いながら誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指しています。

<活動の対象>

- ・高齢者のいる世帯
- ・障害者のいる世帯
- ・子どものいる世帯
- ・生活に困窮している世帯
- ・母子・父子世帯
- ・その他の世帯

<活動の内容>

- ◆社会調査の活動：担当区域内の住民の実情を日常的に把握します。
- ◆相談の活動：相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。(法に基づく守秘義務があり、相談の内容は守られます。)
- ◆情報提供の活動：社会福祉の制度やサービスについて、内容や情報を的確に提供します。
- ◆連絡通報の活動：個々の必要に応じた福祉サービスが得られるよう、関係行政機関、施設・団体等に連絡し必要な対応を促します。
- ◆調整の活動：適切なサービスの提供が図られるように支援します。
- ◆生活支援の活動：住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。

